平成２４年（フ）第１１２号
滋賀県東近江市五個荘小幡町439番地１　田中ハイツ102号室、前住所滋賀県東近江市五個荘中町202番地２
破産者　吉田　篤男
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１６０号
滋賀県近江八幡市丸の内町５番地56
破産者　長尾　泰明
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３７５２号
大阪市此花区高見１丁目３番36―509号
破産者　江田　一馬
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２８号
大阪府門真市御堂町15番１―1012号
破産者　中得　初江
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３１号
大阪府吹田市千里丘下25番10号
破産者　小宮山勢二
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４３号
大阪府吹田市南金田２丁目25―18　第７関根マンション401、開始決定時の住所大阪府吹田市南金田１丁目11番30―604号
破産者　川上　美紀（旧姓相馬）
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０４６号
大阪市住吉区帝塚山西２丁目７番９号、事業所所在地大阪市西成区花園北２―４―14
破産者　だるまや商店こと橋本秀雄こと　崔　萬烈
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５０号
大阪府東大阪市布市町１丁目５番４号
破産者　有井　久光
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４９５号
大阪府貝塚市澤1045番地６
破産者　萩原美婦路
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５７号
大阪市天王寺区空清町８番15号　森マンション305号
破産者　上田　清隆
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９９０号
大阪府寝屋川市寿町22番13号
破産者　峠　　義彦
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０２３号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―308号
破産者　畑尾　大海
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０２８号
大阪府吹田市藤が丘町15番15号シャトー藤が丘102号室、住民票上の住所大阪府吹田市山田西１丁目８番３―406号
破産者　山田　利子
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９０号
大阪市中央区博労町１丁目９番７―603号、事業所所在地大阪市中央区南船場３―11―27日宝シルバービル１Ｆ
破産者　ゆうきのカレーこと　中川　有紀
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１３１号
大阪市住吉区殿辻１丁目３番14号　リベルテコーポ保澤105号、開始決定時の住所大阪市住吉区長居西３丁目７番８号　メゾンドトレイユ109号
破産者　保澤　博一
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５８号
大阪市生野区小路２丁目20番23号
破産者　中野　博敏
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６３号
大阪府富田林市向陽台１丁目４番４号
破産者　中野　康彦
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１８１号
大阪府羽曳野市野476番地の33
破産者　工具金物ヒラマツこと　平松　紀夫
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
岡山県津山市小原42番地　サンハイツもみじ105号室
破産者　袴田　宏美
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部